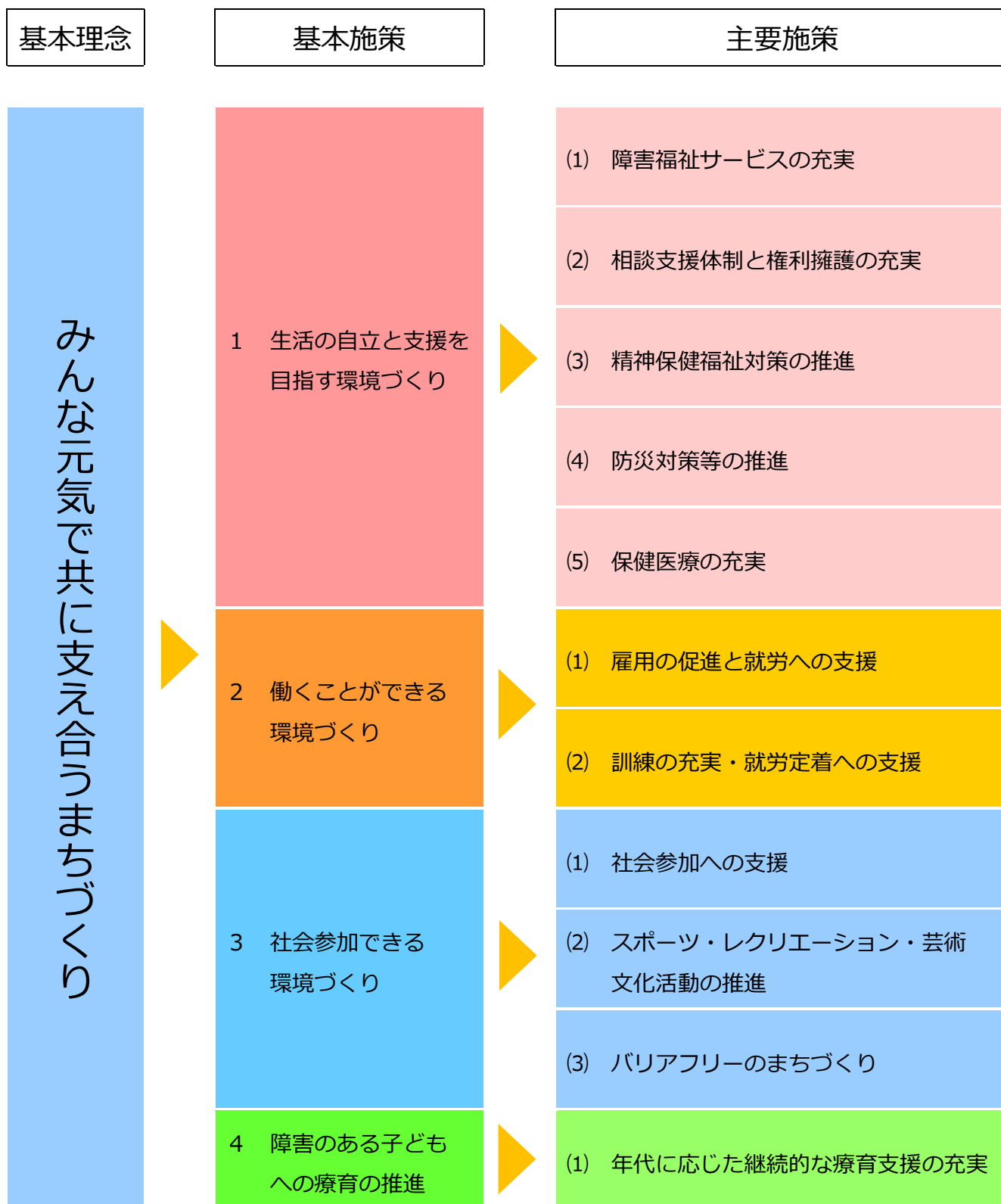


<第2部>

第4期香美町障害者福祉計画

第2部 第4期香美町障害者福祉計画

第1章 計画の体系



第2章 施策の展開

基本施策1 生活の自立と支援を目指す環境づくり

- ・障害のある人のニーズを的確にとらえ、障害福祉サービスの充実、共生型サービスの導入促進、グループホームをはじめとした暮らしの場の確保、創作活動等の拠点となる地域活動支援センターの開設等、障害福祉サービスと社会資源の充実を図ります。
- ・相談支援事業所のサテライトオフィスの誘致を検討するなど、相談支援体制の更なる充実を図ります。
- ・アクティブステーションかみの充実を図り、障害のある人が地域の担い手となることができる地域づくりを推進します。
- ・障害のある人に対し防災意識の啓発を行うとともに、災害時における支援体制を整備します。
- ・乳幼児各期における相談、健康診査事業を実施し、発達の遅れが疑われる場合は、早期発見、早期治療につなげるよう支援します。また、成人期においては、障害の要因になりやすい生活習慣病予防や重症化予防に努めます。

主要施策(1) 障害福祉サービスの充実

主な取組内容① 障害福祉サービス等の充実

取組内容			担当課等
継続	訪問系サービスの充実	障害のある人の住み慣れた地域での生活を支援するため、居宅介護、同行援護等のサービス提供体制の維持充実を図ります。	福祉課 サービス事業所
継続	日中活動系サービスの充実	障害のある人の活動の場や訓練の場を確保するため、生活介護、就労移行支援、就労継続支援等の充実に努めます。 日中一時支援の実施を通じて、障害のある人の多様な活動の場を提供します。	福祉課 サービス事業所
継続	サービスの質と量の確保	利用者本位のサービス提供ができるよう、近隣市町と連携して事業所の充実に努めるとともに、事業所との連携を密にし、サービスの質と量の確保に努めます。	福祉課 サービス事業所
継続	補装具費の支給	障害のある人が日常生活において必要な移動や動作等を確保するために、身体機能を補完・代替する用具の購入または修理に要する費用を支給します。	福祉課

取組内容			担当課
継続	日常生活用具の給付	障害のある人が自宅での日常生活をより円滑に過ごせるよう、日常生活用具の給付を行います。	福祉課
継続	地域移行の促進	精神科病院や入所施設からの地域生活への移行を促進するため、グループホームの充実に努めるほか、ピアサポーターの活用を通じて社会参加や地域での交流を促進します。	福祉課 サービス事業所
拡充	短期入所の利用促進	家族と同居している障害のある人が、将来の自立に備えた自立生活を体験できる事業（（仮称）自立生活体験事業）の導入を検討するなど、自立に向けた訓練としての短期入所の利用促進に努めます。	福祉課
拡充	地域生活支援拠点の充実	障害の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるため、国が示す 5 つの機能のうち、「相談機能」の充実（夜間、休日等の相談体制の検討等）について検討を進めます。	福祉課
新規	障害者支援施設の維持・強化	村岡障害者（児）支援施設や香住心身障害者（児）共同生活ホームをはじめとした障害者支援施設の改修等を計画的に進め、利用環境の向上に努めるとともに、障害福祉サービス等の提供体制の強化と社会資源の維持、強化を図ります。	福祉課
	重点取組		
新規	地域活動支援センターの開設	令和 8 年度末を目途に地域活動支援センターを開設し、創作活動、生産活動の場や生活における困りごとの相談できる場を提供するとともに、地域との交流を支援します。	福祉課
	重点取組		
新規	地域での自立した生活に向けた包括的な支援の検討	グループホーム等を退所した人の地域での自立した生活を包括的に支援するための支援策を検討するなど、障害のある人が自ら選んだ住まいで安心して自分らしい暮らしを実現する体制の整備に努めます。	福祉課

主要施策(1)	障害福祉サービスの充実
主な取組内容②	暮らしの場の確保

取組内容			担当課等
継続	施設への入所支援	重度の障害のある人の生活の場となる施設への入所については、入所希望者の障害の状況や家庭環境等を的確に把握し、施設入所検討会議で検討を行うとともに、施設入所までの間に必要な障害福祉サービスを利用できるよう支援します。	福祉課 サービス事業所
拡充	グループホームの充実	地域生活へ移行する施設入所者の受け入れ先、自宅での生活が困難となった障害のある人や自立した生活を目指す障害のある人の生活の場として、町が設置しているレジデンスカスミの改築・増床の検討を行い、グループホームの充実に努めます。	福祉課 サービス事業所
	重点取組		

主要施策(1)	障害福祉サービスの充実
主な取組内容③	移動支援体制の充実

取組内容			担当課等
継続	移動手段の確保	屋外での移動が困難な障害のある人が、自立した地域生活と社会参加を実現できるよう、外出のための移動を支援するほか、障害のある人が運転する自動車の車両改造についても支援します。	福祉課 サービス事業所
継続	公共交通機関利用の促進	町民バス及び全但バスの運賃割引制度、タクシー利用助成制度を継続し、障害のある人の外出を支援します。	企画課 福祉課
新規	通所支援	町外の障害福祉サービス事業所等へ通所する際に必要となる交通費等の一部を助成する制度を創設するなど、障害のある人の社会参加等を支援します。	福祉課

主要施策(1)	障害福祉サービスの充実
主な取組内容④	共生型サービスの推進

取組内容			担当課等
拡 充	アクティブステーションかみの充実	香美町社会福祉協議会と連携し、庭やお墓の草刈り等、地域の困りごとを障害のある人が解決する場を提供するなど、地域を支える障害のある人を支援する環境を整備します。	福祉課 社会福祉協議会
	重点取組		
新 規	共生型サービス事業所への移行促進	障害のある人が高齢になってもこれまで利用してきた障害福祉サービス事業所を引き続き利用することができるよう、障害福祉サービス事業所に対して介護保険サービス事業所の指定取得を促すこととあわせ、双方のサービス事業所の職員のスキル向上の機会創出に取り組みます。	福祉課 サービス事業所

主要施策(2)	相談支援体制と権利擁護の充実
主な取組内容①	相談支援体制の充実

取組内容			担当課等
継 続	自立支援協議会の機能強化	障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うため、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等との連携を図ります。また、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所間での研修会の開催や、個別事例に関する検討会議の開催、障害福祉計画の進行管理、地域の関係機関とのネットワークの構築等を通じ、関連機関の連携強化、社会資源の開発及び改善、人材の育成を推進します。	福祉課 サービス事業所 相談支援事業所 関係機関
	相談支援の充実	障害のある人や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関等との連絡調整など、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおける支援体制の強化を図ります。	
拡 充	相談支援の充実	障害のある人や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関等との連絡調整など、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおける支援体制の強化を図ります。	福祉課 相談支援事業所

取組内容			担当課等
新規	相談支援事業所の誘致	障害のある人とその家族が地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、相談支援体制の充実を目指し、町外に拠点を置く相談支援事業所のサテライトオフィス等、新たな相談支援事業所の誘致を進めます。	福祉課
	重点取組		

主要施策(2)	相談支援体制と権利擁護の充実
主な取組内容②	権利擁護体制の構築

取組内容			担当課等
継続	日常生活自立支援事業の利用促進	香美町社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」を通じ、成年後見制度の利用に至らないまでも、同様の支援を必要とする人が自立した生活を送れるよう広く周知を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
拡充	中核機関の設置及び運営	権利擁護支援と成年後見制度の利用促進に向け、令和5年度に設立した「香美町高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク委員会」での協議を通じ、中核機関の設置運用について検討を進めます。中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの役割を担う機関として位置づけ、支援を必要とする人の早期発見と適切な支援につなげるため、計画的な整備を進めます。	福祉課 関係機関
拡充	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分でない障害のある人の権利を守るため、関係機関と連携し、成年後見制度の周知と相談の充実を図ります。	福祉課 関係機関

主要施策(2)	相談支援体制と権利擁護の充実
主な取組内容③	虐待の防止と差別の解消

取組内容			担当課等
継続	障害者虐待防止センターの運営	障害のある人の虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害のある人の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援を行います。	福祉課
継続	虐待防止対策の充実	障害のある人の虐待防止に向け、広報誌等による啓発を強化するとともに、福祉、教育、医療、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、虐待防止対策の充実に努めます。	福祉課 関係機関

主要施策(2)	相談支援体制と権利擁護の充実
主な取組内容④	情報バリアフリー化の推進

取組内容			担当課等
継続	分かりやすい情報提供の推進	障害のある人に必要なサービスなどの情報が正しく伝わり、その情報を活用して地域で安心して暮らせるよう、誰もが入手しやすく分かりやすい情報提供の推進に努めます。	企画課 福祉課 関係機関
継続	広報誌、ホームページ等を通じた適切な情報提供	障害のある人が必要とする、障害年金、各種手当、医療費制度、ヘルプマークやゆずりあい駐車場等の情報や、障害のある人への住民理解を深めるため、障害のある人を取り巻く問題等について、障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に広報誌やホームページを通じ、適切に周知します。	企画課 福祉課
継続	経済的負担軽減制度等の周知	障害のある人が利用できる公共料金等の減免制度等をはじめとした経済的な負担を軽減する制度について、障害者手帳等交付時や広報誌による周知に引き続き取り組みます。	福祉課
継続	障害福祉のしおりの配布	障害のある人に福祉制度や医療制度、各種サービスの内容を広く周知し活用してもらうため、「障害福祉のしおり」を引き続き作成し、適宜、障害のある人に配布します。	福祉課

主要施策(2)	相談支援体制と権利擁護の充実
主な取組内容⑤	自己決定の尊重と意思決定支援

取組内容			担当課等
継続	自己決定の尊重	自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人自ら意思決定ができるよう関係機関と連携し支援します。	福祉課 相談支援事業所 サービス事業所
拡充	成年後見制度の利用促進（再掲）	判断能力が十分でない障害のある人の権利を守りその意思決定を支援するため、関係機関と連携し、成年後見制度の周知と相談の充実を図ります。	福祉課 関係機関

主要施策(3)	精神保健福祉対策の推進
主な取組内容①	精神保健福祉の推進

取組内容			担当課等
継続	相談支援の充実	精神科医師、精神障害者相談員による相談機会を設け、眠れない、対人関係、ストレスの対応などに悩みのある人やその家族等への支援を行います。	健康課
継続	精神障害のある人の支援体制の充実	保健、福祉、医療関係者の協議の場を設け、精神障害のある人の支援体制を強化します。	健康課 福祉課 関係機関
拡充	精神障害のある人の退院促進	条件が整えば退院可能な精神障害のある人の退院と社会復帰を促進するため、医療機関等との連携を強化するとともに、退院後の住居を確保するため、グループホームの充実に努めるほか、日中の活動の場を確保するため、地域活動支援センターを開設します。	福祉課 関係機関
拡充	アクティブステーションかみの充実（再掲）	香美町社会福祉協議会と連携し、庭やお墓の草刈り等、地域の困りごとを障害のある人が解決する場を提供するなど、地域を支える障害のある人を支援する環境を整備します。	福祉課 社会福祉協議会

取組内容			担当課等
新規	ピアサポーターの 活用の推進	精神障害のある人が、自らの経験を活かして 仲間を支援するピアサポーターを養成し、そ の活動の機会を促進します。	福祉課 相談支援事業所
	重点取組		
新規	精神障害のある人 を含む地域包括ケ アシステムの構築	高齢者を対象とした地域包括ケアシステム 障害のある人が地域で安心して暮らすこと ができるよう、地域自立支援協議会を「保健、 福祉、医療関係者による協議の場」として位 置づけていますが、具体的な協議や取組が進 んでいません。 このため、地域自立支援協議会運営会議を協 議の場として位置づけ、医療機関や障害者相 談支援事業所等と連携を図りながら地域で 生活できる環境を検討し、整えることで、精 神障害のある人にも対応した地域包括ケア システムの構築を目指します。	福祉課 相談支援事業所 サービス事業所

主要施策(4)	防災対策等の推進
主な取組内容①	緊急時対応の推進

取組内容			担当課等
継続	緊急通報システム の周知と利用促進	緊急時にボタン一つで通報センターに通報 できる緊急通報システムの周知と利用促進 に努めます。	福祉課
継続	FAX119、NET119 の周知と利用促進	火災、急病等の緊急時に、聴覚や言語に障害 のある人が FAX やスマートフォン等を利用 して通報できる「FAX 119」や「NET 119」 の周知と利用促進に努めます。	防災安全課 福祉課 美方広域 消防本部

主要施策(4)	防災対策等の推進
主な取組内容②	防災対策の推進

取組内容			担当課等
継続	障害者のための防災・支援マニュアル、防災カード、防災スカーフ等の普及啓発	障害のある人が「普段から気を付けておくこと」と「緊急時に気を付けること」や災害等の緊急時の支援の方法等をまとめた「障害者のための防災・支援マニュアル」、障害のある人が周囲の人に障害への理解や援助を求めやすくするために連絡先や支援内容等を記載した「防災カード」、災害時に身に着けることで周囲の人に障害があることを知らせる「防災スカーフ」の普及啓発と利用促進に努めます。 その他、聴覚に障害のある人への情報伝達手段となる防災行政無線の「文字表示装置」の普及啓発と利用促進に努めます。	防災安全課 福祉課
拡充	災害時の避難体制の整備	災害時に福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を対象に個別避難計画を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができる体制整備に努めます。	防災安全課 福祉課
新規	総合防災訓練への当事者の参加促進	災害時に近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保、早い段階での自主的避難の開始など、災害発生時に速やかな対応が可能となるよう、町内の障害福祉サービス事業所に対し、総合防災訓練への参加を促します。	防災安全課 福祉課

主要施策(5)	保健医療の充実
主な取組内容①	医療の充実と福祉の連携の推進

取組内容			担当課等
継続	難病患者等に対する支援	難病患者等の在宅療養上の適切な支援のため、障害福祉サービスの内容の周知や必要なサービスの提供に努めます。	福祉課 豊岡健康保健 福祉事務所

取組内容			担当課等
継続	医療的ケアの必要な障害者（児）に対する支援	障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、状況に応じた専門的ケアなど多様なニーズに対応するため、保健、医療、福祉、保育、教育等の支援体制の強化に努めます。	健康課 福祉課 教育委員会 関係機関
継続	かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の周知	障害のある人が地域で安心して暮らすために、日常の健康管理や診療を行うかかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の周知を行い、障害の特性に応じた適切な医療の提供につながるよう努めます。	健康課 福祉課
新規	医療的ケア児等コーディネーターの配置 重点取組	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援内容を調整し、総合的かつ包括的な支援につなげます。	福祉課

主要施策(5)	保健医療の充実
主な取組内容②	障害の要因となりえる疾病等の予防と適切な治療

取組内容			担当課等
継続	母子保健事業の推進	乳幼児の成長段階に応じた乳幼児健康診査、健康相談、訪問や専門医による発育、発達に関する相談機会を設け、障害の早期発見と早期治療に結び付けるよう適切な支援を行います。	健康課
継続	成人保健事業の推進	町ぐるみ総合健診や女性の検診の受診を促進し、疾病の早期発見と早期治療に結びつけるよう適切な支援を行います。また、障害の発生要因ともなる生活習慣病の予防や重症化予防に努めます。	健康課
継続	高齢者の疾病予防と健康づくりの推進	「香美町高齢者福祉計画」、「香美町介護保険事業計画」に基づき、高齢者に対する保健福祉サービスの提供を計画的に推進します。	

取組内容			担当課等
拡 充	認知症の予防と認知症高齢者への支援の強化	認知症に関する正しい知識と理解を町全体に広げ、認知症の人やその家族を支える環境づくりを進めるため、予防段階から認知症ケアパスの普及、認知症に関する相談先の周知徹底を図り、初期集中支援チームや医療機関と連携しながら認知症の早期発見、早期診断の取組を進めます。	福祉課
	重点取組		
拡 充	認知症の人と家族の一体的支援事業の推進	認知症の早期段階から当事者や家族を一体的に支援する体制を構築し、趣味活動等をきっかけとした当事者や家族の居場所づくりの充実に努め、より良い在宅生活の継続支援に努めます。	福祉課
	重点取組		

基本施策2

働くことができる環境づくり

- ・障害のある人の社会的自立と安定した生活の確立を目指し、就労支援に関する障害福祉サービスを充実させるとともに、関係機関と連携し、事業主等に対して障害のある人の雇用の啓発を図り、雇用の場の拡大を図ります。
- ・職業能力を持つ障害のある人が「福祉的就労」から一般就労に移行していけるよう、就職相談や就労支援を行うとともに、雇用者側の理解を促進して、雇用の場や職域の拡大を図ります。
- ・一般企業等で働くことを希望する障害のある人に、就職相談、就労相談、就労支援、ジョブコーチ支援等のサポートを行うことで、一般就労への移行を促進します。

主要施策(1)

雇用の促進と就労への支援

主な取組内容①

公共施設等での雇用の促進と農福連携の推進

取組内容			担当課等
拡 充	公共施設等での雇用の促進	福祉的就労から移行して一般就労を目指す障害のある人や特別支援学校の生徒を対象に、公共施設等における就労体験の場の提供を検討するなど、就労支援の更なる充実を図るとともに、法定雇用率を必ず達成し、引き続き障害のある人の雇用促進に向けた取組の推進に努めます。	総務課 福祉課
新 規	町内事業者との農福連携の推進	町内事業者との農福連携に取り組み、障害のある人の就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、障害のある人が新たな担い手となれる環境づくりに取り組みます。	福祉課

主要施策(1)

雇用の促進と就労への支援

主な取組内容②

就労の場の確保

取組内容			担当課等
継 続	啓発活動の推進	広報誌やホームページを活用し、広く住民や事業所に対して障害者雇用促進の啓発活動を推進します。	福祉課

取組内容			関係課等
継続	一般就労の推進	ハローワークをはじめとした就労支援機関との連携のもと、一般就労を目指す障害のある人に対し、就職準備、求職活動、職場定着等の段階ごとに、継続的な支援を行うとともに、ニーズや就労能力に応じた多様な雇用と就労機会の確保に努めます。	福祉課 公共職業安定所
拡充	就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携	就労後の職場定着を支援するため、「アクティブステーションかみ」を中心に、障害のある人とその家族、事業所への助言等、就労後の支援をきめ細かく行うとともに、ハローワークをはじめとした就労支援機関のほか、但馬障害者就業・生活支援センター等の相談支援機関と連携し、個々に合わせた就労支援と生活支援の連携強化を図ります。	福祉課
拡充	アクティブステーションかみの充実（再掲） 重点取組	香美町社会福祉協議会と連携し、庭やお墓の草刈り等、地域の困りごとを障害のある人が解決する場を提供するなど、地域を支える障害のある人を支援する環境を整備します。	福祉課 社会福祉協議会
拡充	アクティブステーションかみの周知と支援者の養成	アクティブステーションかみの機能と取組内容を広報誌やホームページを通じて広く周知するとともに、困りごとを抱える地域住民をアクティブステーションかみへ仲介するなど、障害のある人が地域を支える仕組みづくりを側面から支援する支援者の養成に努めます。	福祉課
新規	福祉的就労の充実（地域活動支援センターの開設（再掲）） 重点取組	一般企業に就職することが困難と思われる障害のある人の就労や自立に向けた指導訓練等を行うため、地域活動支援センターを開設し、就労の機会や生産活動、その他の活動機会を提供に努めます。	福祉課

主要施策(2)	訓練の充実・就労定着への支援
主な取組内容①	訓練の充実と就労に向けた支援施策の推進

取組内容			担当課等
継続	就労支援サービスの充実	一般企業での就労を希望する障害のある人に対して、知識や能力の向上、実習体験等を行う就労移行支援の利用を推進し、障害のある人の適性にあった職場への就労、定着を図り、就労に伴う生活面のサポートを行う就労定着支援の充実を目指します。 また、一般企業に就職することが困難と思われる障害のある人に対しては、生産活動等を通じて知識と能力の向上を図ることができるよう、就労継続支援のサービスの提供を推進します。	福祉課
継続	就労施設等優先調達	障害者優先調達推進法に基づき、率先して障害者就労施設等からの役務の調達を行う事により、障害のある人が就労する場を確保し、障害のある人の自立支援を促進します。	福祉課
継続	物品販売実習の推進	障害のある人が障害者支援施設等で作成した製品を公共施設等で販売する機会を提供することで、障害のある人が働く経験を積むとともに、住民の障害への理解を深めることに努めます。	総務課 福祉課

基本施策 3

社会参加できる環境づくり

- ・ 障害のある人が安心して生活を送るため、障害のある人の特性に応じたきめ細かなコミュニケーション支援体制の充実を図ります。
- ・ 障害のある人が自分らしく暮らしていくため、レクリエーション活動や文化活動等に参加しやすい環境づくりを推進するほか、障害の種別を超えた連携や様々な人との交流を深める機会を提供し、社会参加を通じた生活の質の向上を目指した環境の整備に努めます。
- ・ 障害の有無に関わらず、地域の中で自分らしく暮らせるまちづくりをめざして、障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動や施策の展開を図ります。

主要施策(1)

社会参加への支援

主な取組内容①

外出や移動等の支援の充実

取組内容			担当課等
継続	移動手段の確保 (再掲)	屋外での移動が困難な障害のある人が、自立した地域生活と社会参加を実現できるよう、外出のための移動を支援するほか、障害のある人が運転する自動車の車両改造についても支援します。	福祉課
継続	公共交通機関利用の促進 (再掲)	町民バス及び全但バスの運賃割引制度、タクシー利用助成制度を継続し、障害のある人の外出を支援します。	企画課 福祉課
新規	通所支援 (再掲)	町外の障害福祉サービス事業所等へ通所する際に必要となる交通費等の一部を助成する制度を創設するなど、障害のある人の社会参加等を支援します。	福祉課

主要施策(1)	社会参加への支援
主な取組内容②	コミュニケーション支援の充実

取組内容			担当課等
継続	手話通訳者及び要約筆記者の派遣	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある人に日常生活上のコミュニケーションを支援するため、聴覚障害のある人などが参加する講演会等に手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	福祉課
継続	手話奉仕員の養成と確保	聴覚障害者等の社会参加と交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成、確保を図ります。	福祉課
新規	地域活動支援センターの開設（再掲）	令和 8 年度末を目途に地域活動支援センターを開設し、創作活動、生産活動の場や生活における困りごとの相談できる場を提供するとともに、利用者同士の交流を通じたコミュニケーションに関する支援を行います。	福祉課
	重点取組		

主要施策(2)	スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の推進
主な取組内容①	各種団体の活動や行事に対する支援

取組内容			担当課等
継続	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	各種団体が主催するレクリエーション活動等に障害のある人が積極的に参加できるよう、行事の開催を支援します。	福祉課

主要施策(2)	スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の推進
主な取組内容②	障害のある人の社会参加機会の向上

取組内容			担当課等
継続	アクティブステーションかみによるボランティア活動の推進	アクティブステーションかみによるボランティア活動等を通じて、障害のある人の社会参加活動機会の向上に努めるとともに、障害のある人を支える担い手の確保に努めます。	福祉課

主要施策(3)	バリアフリーのまちづくり
主な取組内容①	ユニバーサルデザインの推進

取組内容			担当課等
継続	公共施設の整備	公共施設の新設や改築を行う際は、障害のある人や高齢者に配慮した施設整備に努めます。	各課
継続	安全な歩道の整備	町道の新設や改良工事を行う際は、障害のある人の移動の安全を確保するため、歩道のフラット化、段差の解消、幅員の確保、視覚に障害のある人のための誘導用ブロック等の整備を行い、快適な日常生活や積極的な社会参加ができる環境を整備します。	建設課
継続	障害のある人への配慮	障害のある人も安心して公園をはじめとした公共施設が利用できるよう、身体障害者用トイレや通路等の段差解消に努めます。	各課
継続	高齢者等住宅改造助成事業の利用促進	身体に障害のある人や高齢者の日常生活環境を改善するため、住宅改造に係る費用を助成する制度を広く周知し、利用を促進します。	福祉課

主要施策(3)	バリアフリーのまちづくり
主な取組内容②	障害への理解の促進

取組内容			担当課等
継続	広報誌、ホームページ等を通じた適切な情報提供（再掲）	障害のある人が必要とする、障害年金、各種手当、医療費制度、ヘルプマークやゆずりあい駐車場等の情報や、障害のある人への住民理解を深めるため、障害のある人を取り巻く問題等について、障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に広報誌やホームページを通じ、適切に周知します。	福祉課
継続	町主催行事への参加と交流	町が主催する各種行事に障害のある人が積極的に参加できるよう、企画段階から合理的配慮やボランティア等の協力体制の充実に努めます。	各課

基本施策 4

障害のある子どもへの療育の推進

- ・ 障害のある子どもの就学や進学など、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援が求められていることから、各ライフステージにおける関係機関の共通理解のもと、連携した支援を行います。
- ・ 乳幼児期から学校卒業後にわたり、継続した支援が必要であると見込まれる子どもや保護者を対象に、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら、継続した相談支援を行います。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図ります。
- ・ 障害のある子どもに放課後や長期休業中の活動の場を提供することで、生活能力の向上や地域社会との交流を促進します。

主要施策(1)

年代に応じた継続的な療育支援の充実

主な取組内容①

ライフステージに応じた支援の充実

取組内容			担当課等
継続	相談支援の充実	継続した支援が必要であると見込まれる子どもを対象に、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら、子どもの発達状況に応じた相談を行います。	健康課 福祉課 教育委員会
継続	療育体制の充実	障害のある子どもが適切な療育を受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図り、療育に必要となる社会資源の確保や市町版こども家庭センターの早期設置に努めるなど、個々の障害の程度や適性に応じた療育に努めます。	健康課 福祉課 教育委員会
継続	サポートファイルの啓発と利用促進	継続した支援が必要であると見込まれる就学前の子どもや保護者を対象に、ライフステージに応じた支援を適切に行うために活用する「サポートファイル」の周知と活用を推進し、支援が必要な子どもに対する就学前からの一貫した切れ目のない支援を継続します。	健康課 福祉課 教育委員会

主要施策(1)	年代に応じた継続的な療育支援の充実
主な取組内容②	障害のある子どもに対する支援体制の充実

取組内容			担当課等
継続	相談支援の充実 (再掲)	継続した支援が必要であると見込まれる子どもを対象に、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら、子どもの発達状況に応じた相談を行います。	健康課 福祉課 教育委員会
継続	研修等による教職員の育成	障害のある子どもに対して、その実態に応じた支援を行う体制を整備するため、「特別支援教育コーディネーターネットワーク会議」における研修会の充実に努め、支援能力の向上を目指します。	福祉課 教育委員会
継続	特別支援教育の推進	発達障害を含めた障害のある幼児や児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、合理的配慮の提供や適切な指導、必要な支援を受けることができる体制を構築し、縦（連続性のある多様な学びの場における教育）と横（連携による相談・支援体制）の連携により特別支援教育を充実することで、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指します。	教育委員会
継続	つながりのある多様な学びの充実	一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた教育の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した授業づくりや多様性を尊重した学級づくり等に取り組むほか、教職員の発達障害等に関する知識・技能の習得や指導力の向上を図ります。	教育委員会

主要施策(1)	年代に応じた継続的な療育支援の充実
主な取組内容③	専門的な発達障害の支援基盤の充実

取組内容			担当課等
継続	北但広域療育センター等における支援体制の充実	北但広域療育センター及びエスポワールこじかにおいて、専門職による幼児期からの一貫した療育指導や訓練を提供し、保護者や家族への支援を充実します。	福祉課 関係機関
新規	障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	北但広域療育センター（児童発達支援センター）が、障害のある子どもの支援機関の中核として、障害の重度化や多様化に対する専門的機能を活かし、相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービス提供事業者等との連携のもと、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向けた取組を進めます。	福祉課 関係機関
新規	放課後等デイサービス事業所の開設	就学中の障害のある子どもに、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のための訓練等の支援を行う放課後等デイサービス事業所の開設に向けた支援を行います。	福祉課 サービス事業所
新規	医療的ケア児支援体制の確保	医療的ケア児を支援するための協議の場の設置について検討を進め、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、個々の子どもを支援する体制を整備します。	福祉課 関係機関
新規	医療的ケア児等コーディネーターの配置（再掲）	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援内容を調整し、総合的かつ包括的な支援につなげます。	福祉課
	重点取組		